

第5章 基本的な方針

5-1 市域全体における「まちづくりの方針（ターゲット）」

本市の活力を維持・向上させ、総合計画に掲げる「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」を実現するため、『市街地エリア』『地域拠点エリア』それぞれが、地域の個性（自然環境、医療、文化、モノづくり等）を最大限に活用し、エリア間の役割分担と連携による「多極ネットワーク型のまちづくり」を進めていきます。

『市街地エリア』

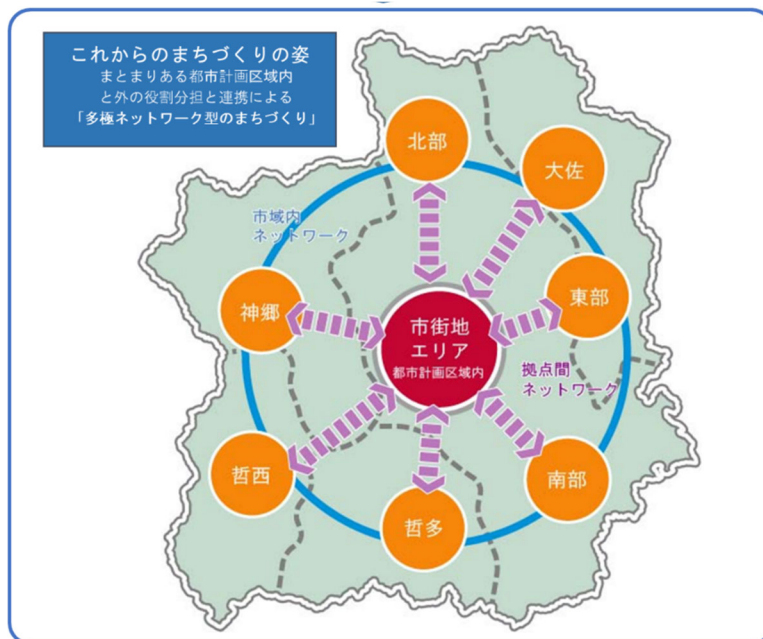
「新見都市計画区域」/市内外にわたるひと・モノ・情報(仕事)の結節点

- 一定程度の都市機能が集積している都市計画区域を『市街地エリア』と位置付けます。
- 中国自動車道や国道などの幹線道路網が集積する利便性の高さを活用し、企業誘致等による沿線の利用促進、新たなにぎわいの拠点や医療・福祉機能や商業機能の拡充に寄与する土地利用を推進します。
- 市内外にわたるひと・モノ・情報(仕事)の結節点としての空間形成を図るとともに、都市機能の充実・強化を図ります。

『地域拠点エリア』

地域の個性を活かした魅力と活力があり、日常生活に必要な機能が集約した複数の集落が集まる地域（都市計画区域外）

- 「都市計画区域外」において、日常生活に必要な機能が集約した複数の集落が集まる地域を『地域拠点エリア』と位置付けます。
- 人々の相互扶助で地域生活を支える新しい考え方の下、地域特性に留意し、既存施設の活用や交通体系、生活サービス等を工夫し、エリア形成に取り組みます。



これからのまちづくりの基本的な考え方（概念図）

「人と地域が輝き 未来につながる
源流共生のまち・にいみ」

（第3次新見市総合計画に掲げる将来像）



5-2 都市計画区域内における「まちづくりの方針（ターゲット）」

都市構造の課題を踏まえ、都市計画区域内における「まちづくりの方針（ターゲット）」を以下のように設定します。

① 生活利便性の維持・向上に向けた方針

機能集約による、効率的で利便性の高い市街地の構築

- 効率的な都市構造の実現と持続可能な都市運営が求められる中、商業や福祉・医療等の生活サービス機能を維持していきます。
- 都市計画区域内においては、拠点ごとの特色を活かし、役割の明確化と適切な立地誘導により、必要な機能が集約した効率的で利便性の高い市街地の構築を目指します。
- また、急激な人口減少が見込まれることを踏まえて、居住の拡散を抑え、生活利便性の高いエリアや公共交通利用圏への集約を誘導することにより、都市機能を維持するために必要となる一定の人口密度を維持していきます。

② 市民の交通手段と公共交通の維持・確保に向けた方針

持続可能な公共交通の確保と、歩いて暮らせる道路ネットワークの再構築

- 高齢化に伴うマイカーでの移動困難者の増加が想定される中、市民の移動手段としての役割を担い、日常生活の利便性を支える公共交通を確保していきます。
- 人口減少や少子化等による利用者数の減少が見込まれる中で、持続可能な公共交通を確保するため、市民ニーズに合った総合的な公共交通ネットワークの再編により一定の利用者数を維持していきます。
- 人や物の流れの活性化を図るため、国道 180 号や県道新見勝山線を柱とする主要幹線道路において、歩道環境の充実により個人交通手段（徒歩）を推進し、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

③ 公的不動産の有効活用に向けた方針

施設の再配置を進めるとともに、安全・安心に暮らせる都市環境を整備

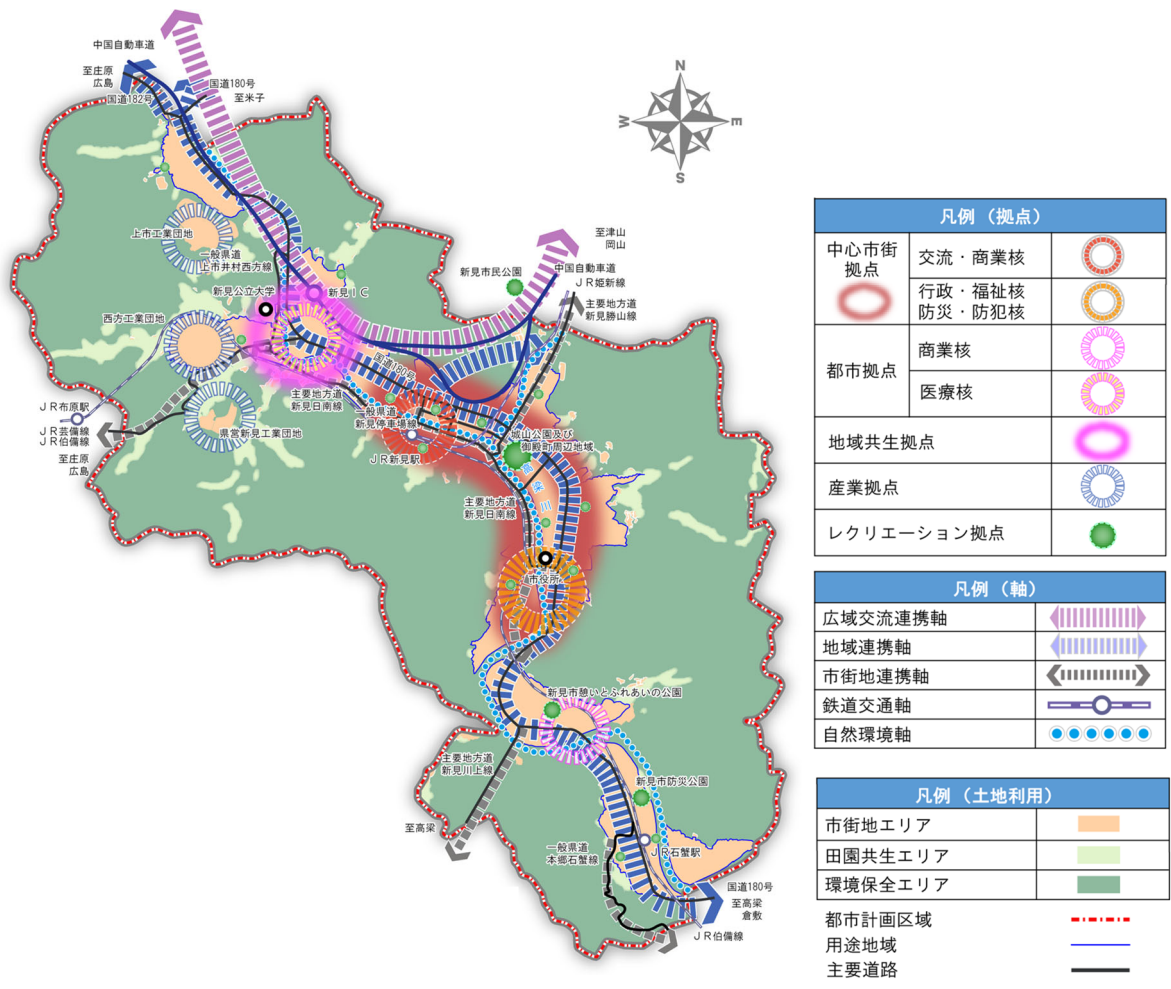
- 効率的で利便性の高い市街地の構築を推進するため、公共施設の統合等を図りながら、都市拠点への立地の集約を促進します。
- 多目的に活用できる複合的な公共施設やオープンスペース等により、市民の回遊・交流を促進し、にぎわいの創出を図ります。
- また、近年は局地的な豪雨による水害や土砂災害が頻発していることから、公的施設の長寿命化・耐震化の促進、緊急避難場所となる公園等のオープンスペースの確保といった取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。



④ 空家を含めた既存ストックの有効活用に向けた方針

若者世帯の定住促進と既存ストックを活用した魅力的なまちづくり

- 都市のにぎわいと活力を維持するため、既存の地域資源（ストック）を活用し、暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めることにより、若者・子育て世帯の定住を促進していきます。
- 市街地において発生する空家・空地について有効な活用を図るため、低未利用土地権利設定等促進計画や立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）等の活用も検討しながら、民間の担い手による魅力的なまちづくりを推進します。



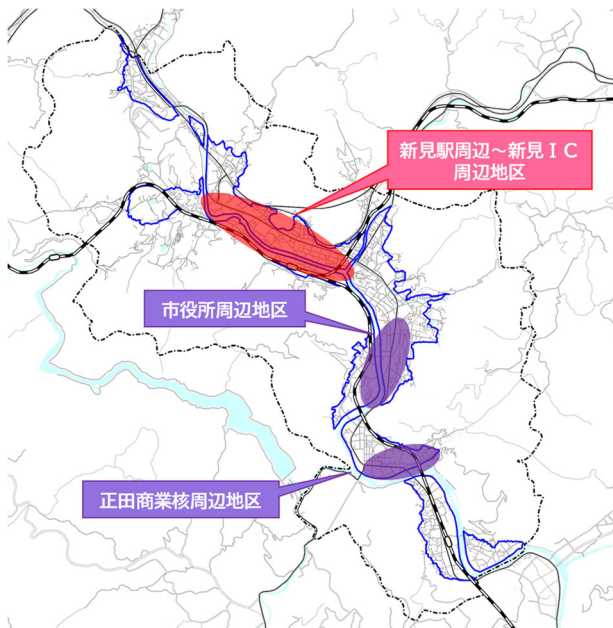
将来構造図（新見市都市計画マスタープラン）

5-3 目指す都市の骨格構造

これまでの検討から、本市の骨格となる拠点や区域を以下のように設定します。

地区名	拠点の位置付け	役割	拠点づくりの方向性
新見駅周辺 ～新見IC 周辺地区	市街地 中心拠点	市の玄関口として、市内外の人々が訪れ、にぎわいと活気のある市街地拠点	市内外の人々が訪れ、交流する、にぎわいと活気のある魅力的な都市拠点の形成に向けて、『都市機能誘導区域』※1を設定し、広域からの利用者が見込まれる基幹的な機能を中心に都市機能の集積を図る
市役所 周辺地区	市街地 生活拠点	行政・文化・教育の拠点として、全ての市民が利用しやすく、集い、交流できる市街地拠点	行政・文化・教育の拠点として、全市民が利用しやすく、集い、交流できる都市拠点の形成に向けて、『生活機能集積区域』※2を設定し、地域を支える生活機能の集積・維持を図る
正田商業核 周辺地区		生活に必要な商業機能が集積し、生活利便性の高い、主に南部地域の生活を支える市街地拠点	生活利便性の高い、地域の生活を支える拠点の形成に向けて、『生活機能集積区域』を設定し、地域を支える生活機能の集積・維持を図る
各地域拠点 エリアでの 中心地区	地域拠点	地域拠点エリア（都市計画区域外）において、地域の集会や交流など日常的な地域活動を支える地域拠点	各地域拠点エリアの生活を維持するため、地域特性を活かした生活拠点の形成に向けて、日常生活に必要な基礎的な都市機能の維持（小さな拠点づくり等）を図る

区域名	役割	区域設定の考え方
まちなか 居住区域 ※3	市全体として人口が減少していく中であっても、暮らしやすい市街地を維持するため、一定の人口密度の維持を図る区域	「市街地中心拠点」及び「市街地生活拠点」並びに、その周辺の用途地域（居住系）をベースとして、災害リスクの高い地区などを除いた区域



※1 『都市機能誘導区域』は、「都市再生特別措置法」に基づいて定める区域で、商業系用途地域がベースとなります。

※2 『生活機能集積区域』は、現状の用途指定は準工業地域が主体であるものの、将来的に用途地域の見直しを含めて『都市機能誘導区域』への移行を検討する区域で、新見市独自のものです。

※3 『まちなか居住区域』は、都市再生特別措置法に基づいて定める「居住誘導区域」です。